

「諮問第 33 号の答申 患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」
(平成 23 年 4 月 22 日付け府統委第 51 号)における今後の課題

1 (3) 今後の課題

ア D P C 調査やレセプト情報の利用

患者調査の情報以外で患者の傷病の状況等を大規模かつ継続的に把握しているものとしては、D P C 調査^(注1)及びレセプトがある。

これらの情報を患者調査で利用すれば、報告者負担が大幅に軽減され、ひいては、従来から課題とされている退院患者に関する調査票の標本規模拡大の余地も生まれると考えられる。

したがって、今後、D P C 調査やレセプトの情報の患者調査における利用に向け、検討を進める必要がある。

なお、利用の形態としては、基本的に、①医療施設が、患者調査の調査票を作成する際に、保管している D P C 調査やレセプトのデータを、患者調査の電子調査票に転送する方法、及び②厚生労働省が、患者調査の集計を行う際に、患者調査の調査票情報と保管している D P C 調査^(注2)の情報とを同定、結合する方法の 2 種類が想定できる。

については、上記の検討に当たっては、2 種類の方法それぞれに関して、技術的可能性や患者調査結果の有用性に与える影響等を検証し、利用の可否を判断することが求められる。

(注) 1 厚生労働省が実施している「D P C 導入の影響評価に係る調査」を指す。なお、同調査は、統計法に基づく統計調査ではない。

2 厚生労働省が保管しているレセプトデータは、外部データとの同定、結合が不可能なため、②の方法の対象は、D P C 調査データに限られる。

イ オンライン調査の導入

今回、患者調査は、従来どおり、紙媒体の調査票の郵送により実施^(注)することとしており、政府統計共同利用システム(以下「共同システム」という。)を用いたオンライン調査の導入は見送られている。

これは、共同システムの機能の制約を理由としており、現時点ではやむを得ないと考えられるが、オンライン調査には、回答時のチェック機能の活用による回答の正確性の確保や経路機関の負担軽減、報告者の利便性の向上といった利点があると考えられることから、積極的に推進すべきである。

したがって、今後、患者調査における共同システムを用いたオンライン調査の導入について、共同システムの改修状況等を踏まえて検討を進める必要がある。

(注) 厚生労働省ホームページから電子調査票をダウンロードし、入力した電子調査票を電磁的記録媒体に保存して、郵送提出する方法については、従来から選択可能である。

